



葛飾区 男女平等推進計画(第4次)

平成24年度 ~ 平成28年度
(2012年) (2016年)

葛 飾 区

はじめに

女性も男性もお互いの人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、ともに協力し合える社会の実現に向けて、この度、第4次となる「葛飾区男女平等推進計画」を策定いたしました。

葛飾区では、女性の地位向上のための取組を総合的に推進するため、平成8年（1996年）に第1次となる「葛飾区女性行動計画」を策定して以降、男女平等社会実現に向けて施策を推進してまいりました。

平成21年（2009年）にはDV防止法改正に伴い、市町村におけるDV基本計画が努力義務化したことを受け、他区市に先駆けて「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」を策定し、DV防止及び被害者支援にかかる取組を進めてまいりました。

今般策定した第4次の男女平等推進計画においては、ワーク・ライフ・バランス、あらゆる暴力の防止、女性の参画という3つを目標として掲げ、さまざまな計画事業を盛り込んでおります。

昨年3月に発生した東日本大震災では、避難所の運営や必要な物資、プライバシーの確保などの点において、男女共同参画の必要性を改めて認識しました。女性の視点をさまざまな施策に取り入れていくのはもちろんでございますが、今後は、特に災害対策において、女性の参画を進め事業を充実させてまいります。

すべての区民が個性や能力を発揮し、お互いに協力し合い、社会生活を営むことができる「誇りあるふるさと葛飾」の実現には、区民、地域、事業者の連携・協力がなければ成し得ません。

区では、これからも積極的に男女平等推進施策に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、熱心に議論を重ねていただきました「葛飾区男女平等推進審議会」の委員の方々、並びに貴重なご意見をお寄せくださいました区民の皆様に、心から感謝を申し上げます。



平成24年（2012年）3月

葛飾区長 青木克徳

目次

1 基本的な考え方

葛飾区男女平等推進計画（第4次）の策定にあたって……………	2
計画の性格……………	4
推進期間……………	4
基本理念（葛飾区男女平等推進条例第3条より）……………	6

2 計画の体系

計画の体系……………	8
------------	---

3 計画の内容

目標1：男女がともに協力しあい、 仕事も暮らしも楽しめるまち かつしか	
課題1；仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進……………	12
課題2；多様な働き方を支援する環境の整備……………	16
目標2：男女がともに人権を尊重しあい、 自分らしく生きることができるまち かつしか	
課題1；あらゆる暴力の根絶……………	20
課題2；お互いの性の尊重と健康支援……………	27
目標3：男女がともに平等意識をもって、 個性と能力を発揮できるまち かつしか	
課題1；男女平等意識の確立……………	30
課題2；あらゆる分野への男女の参画促進……………	34
計画の推進：男女平等推進のために	
推進体制の強化に向けた取組……………	37
国・都等との連携……………	38

4 計画事業体系図・事業一覧

計画事業体系図	42
計画事業一覧	48

5 課題ごとの数値目標

課題ごとの数値目標	58
-----------	----

6 資料編

○関係法令

葛飾区男女平等推進条例	60
葛飾区男女平等推進審議会規則	64
葛飾区男女平等推進本部設置要綱	65
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	68
男女共同参画社会基本法	75
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	80
○葛飾区男女平等推進計画（第4次）の策定経過	89
○葛飾区男女平等推進審議会委員名簿	91
○男女共同参画関連年表	92

本計画は、目の不自由な方など向けに音読版（デイジー版）CDを用意しております。詳しくは人権推進課（男女平等推進センター）へお問い合わせください。